

民事家事当番弁護士

無料

弁護士による無料法律相談はじめました!

横浜弁護士会総合法律相談センターでは、既に裁判所が受理した事件で、まだ弁護士がついていない場合に、初回のみ30分間無料で、横浜弁護士会の弁護士が法律相談を行う制度を開始いたしました。

まずは、横浜弁護士会にお問い合わせください。

☆どれかにあてはまりませんか？

- 裁判所に自分で申し立てをした。
- 裁判所から訴状や申立書等が来た。
- 弁護士を付けずに、裁判をしている。



☆ひとつでも当てはまったら、まず、弁護士の無料相談をご利用ください。

☆相談の際にご用意いただくもの

予約の際に、訴状の内容を大まかに伺いますので、ご用意ください。
また、相談の際には、訴状や申立書等をご持参ください。



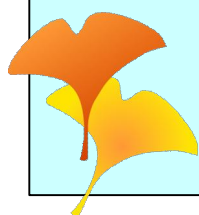
お問い合わせ、お申込は、

横浜弁護士会総合法律相談センターへ
(民事家事当番弁護士)

電話045-211-7700

受付時間：平日午前9時30分～午後5時

だのて裁
さ際い判
い、る所
い、る所
。おとに
伝、係
え受属
く付し



の
る
ん

み
み
ん

横浜弁護士会総合法律相談センターのマスコットキャラクターです。

※裁判所に係属していない場合は、有料相談となりますので、ご了承ください。